

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書等の提出について

1 給与支払報告書の提出義務

地方税法第317条の6第1項の規定により、事業所や事務所等は、給与の支払を受けている方の令和7年中の給与所得金額等について、対象となる市区町村に報告することとなります。詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」をご確認いただくか、税務署に備え付けの冊子「給与所得と源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」及び「年末調整のしかた」を参照願います。

本年度は税制改正により、所得税の基礎控除等の見直し等がありますのでご注意ください。

また、税制改正に合わせて「給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター」が開設されていますのでご利用ください。



▼年末調整、税制改正についてはこちら

国税庁 年末調整がよくわかるページ

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関する
コールセンター

☎0570-02-4562 午前9時～午後5時

（土日祝日および12月29日～1月3日を除く）

2 給与支払報告書の作成対象者

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に給与等の支払いを受けた方

※ 中途の就職や退職、休職、季節的な雇用、パートなど、金額や雇用日数にかかわらず、支払いを受けた方全員（青色事業専従者、年末調整の対象とならない方、源泉徴収額がない方も含む）が対象となります。

3 提出先

給与等の支払いを受けた方が令和8年1月1日現在、住民登録している市区町村

※年の途中で退職された方につきましては、退職時点で住民登録している市区町村に提出してください。

4 提出するもの

(1) 「給与支払報告書（個人別明細書）」…給与等の支払いを受けた方1名につき1枚

給与支払報告書については、個人別明細書1枚を市区町村に提出し、源泉徴収票は個人（3枚複写式の場合は、税務署と個人）に交付してください。なお、提出する際は、令和8年度の市民税・県民税・森林環境税を①特別徴収（事業者が従業員の給与から税額を引き去って納入）する方と②特別徴収しない方（退職（予定）者や乙欄の方）に区分し、**間に必ず陸前高田市指定様式の仕切紙を挟んで**提出してください。

※ 令和5年分として提出すべきであった給与支払報告書の枚数が100枚以上であった事業所等は、令和7年分の給与支払報告書はeL-Taxや光ディスク等（CDやDVDなど）による提出が義務付けられています。（所得税法第228条の4に基づくもの）

(2) 「給与支払報告書（総括表）」1枚

まとめた給与支払報告書の一番上に、「**総括表**」を付けて提出してください。

給与支払報告書の提出期限 … 令和8年2月2日（月）【厳守】

※事務の都合上、**令和8年1月23日（金）までに**提出していただくようご協力をお願いいたします。

5 総括表・給与支払報告書（個人別明細書）の配布場所

最寄りの税務署及び市区町村の担当窓口

6 異動届出書の提出義務

特別徴収を行っている事業所においては、「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出後に、従業員に退職、休職、転勤、新規雇用等の異動があった場合には、**速やかに異動届出書を提出**してください。

異動届出書の法定提出期限は令和8年4月15日（水）ですが、余裕をもって**令和8年4月8日（水）まで**に提出していただくようご協力をお願いいたします。

給与支払報告書の提出・作成の注意点

- 前職分を含めて年末調整をした場合は、**個人別明細書の「摘要」欄に前職の給与支払者の所在地、名称、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額及び退職年月日を必ず記載**してください。
- 扶養親族は、令和7年12月31日現在の年齢で計算し、16歳未満の場合は「16歳未満の扶養親族」欄に、16歳以上の場合は「控除対象扶養親族」欄に記載してください。
- 給与支払報告書を印字する場合は、数字等が枠からずれないようにしてください。
- 給与支払報告書（総括表）の「特別徴収にかかる納入書」欄は、令和8年度分市民税・県民税・森林環境税の**特別徴収の納入書が必要か不要かを、丸をつけて選択**してください。

個人住民税の給与からの引き去り（特別徴収）についてのご案内

源泉徴収義務のある事業主は、特別徴収することが法律で定められています。（地方税法第321条の3）

○ 個人住民税の特別徴収とは？

事業者等（給与支払者：特別徴収義務者）が従業員（給与所得者：納税義務者）に支払う給与から個人住民税（市民税・県民税）及び森林環境税をあらかじめ引き去り、従業員に代わって市町村に納入する制度です。

※事業者や従業員の意思で特別徴収とするかどうかを選択することはできません。

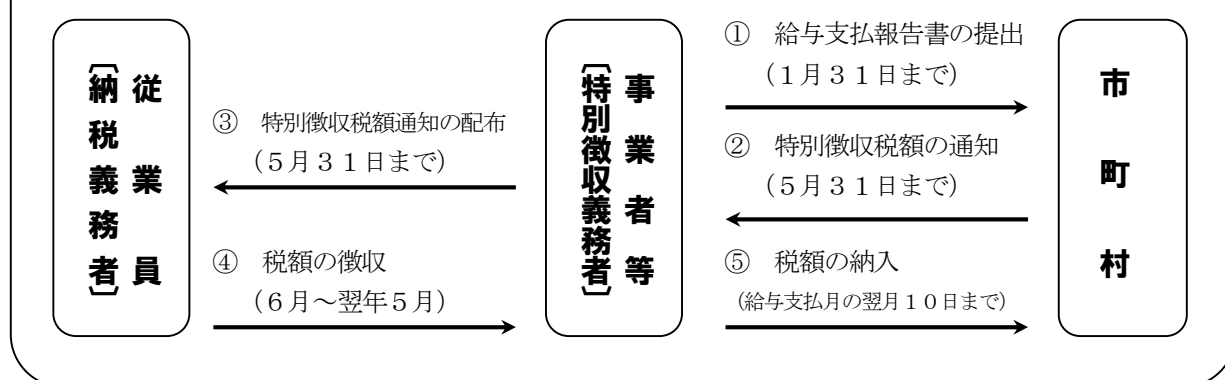
○ 特別徴収の方法は？

令和8年5月中旬～下旬にかけて、従業員が令和8年1月1日に住所を有する市区町村から事業所等に納税のための特別徴収税額を通知しますので、その税額を6月から翌年5月までの給料から特別徴収し、納付書やeL-TAXで納入していただきます。

○ 従業員の方にとって便利な制度です。

- ◇ 特別徴収の場合、従業員が個人住民税（市民税・県民税）及び森林環境税の納付のために金融機関等に出向く必要がなくなります。
- ◇ 1年分の税額を月々の給与の支給に合わせて12回に分けて納税することになるため、納付書で納める場合（普通徴収）の年4回の納期と比較すると、1回当たりに納入する税額が少なく、税負担が軽減できます。

特別徴収の流れ



- ◇ 給与支払報告書の提出先及び問い合わせ先
〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 100 番地
陸前高田市市民協働部税務課市民税係
☎0192-54-2111(111・112・113)



▼各種様式はこちらから
陸前高田市 公式ホームページ
<https://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/soshiki/zeimu/shiminzeigakari/index.html>